

5分で読める

ちょっと役に立つ

贈与税・雑所得になる

死亡保険金

満期保険金

年金保険

平成25年 1月

覚えておこう

贈与税になる死亡保険金

贈与税になる死亡保険金の契約形態は

契約者	被保険者	死亡保険金受取人
A	B	C
例えば祖父	例えば父	例えば子

契約者と被保険者と死亡保険金受取人が違う場合です。

死亡保険金

死亡保険金	1,000万円
死亡時までの払込保険料	200万円

贈与税はいくらになるか？

払込保険料は贈与税の計算には関係ありません。
父が亡くなり、祖父がC(祖父からみたら孫)に死亡保金を贈与したことになります。

贈与税の計算式

贈与額 - 110万円 [基礎控除額] = 課税価格 × 税率 - 控除額

1,000万円 - 110万円 = 890万円 × 40% - 125万円 = 231万円

● 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—	600万円以下	30%	65万円
300万円以下	15%	10万円	1,000万円以下	40%	125万円
400万円以下	20%	25万円	1,000万円超	50%	225万円

覚えておこう

贈与税になる満期保険金

贈与税になる満期保険金の契約形態は

契約者	被保険者	満期保険金受取人
A	A	B
例えば夫	例えば夫	例えば妻

契約者と満期保険金受取人が違う場合です。

満期保険金

満期保険金	700万円
満期時までの払込保険料	400万円

贈与税はいくらになるか？

払込保険料は贈与税の計算には関係ありません。
夫が妻に満期保険金を贈与したことになります。

贈与税の計算式

贈与額 - 110万円 [基礎控除額] = 課税価格 × 税率 - 控除額

700万円 - 110万円 = 590万円 × 30% - 65万円 = 112万円

● 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—	600万円以下	30%	65万円
300万円以下	15%	10万円	1,000万円以下	40%	125万円
400万円以下	20%	25万円	1,000万円超	50%	225万円



贈与税になる個人年金

贈与税になる個人年金の契約形態は

契約者	被保険者	年金受取人
A	B	B
例えば夫	例えば妻	例えば妻

夫が保険料を負担し、妻が年金を受取る。契約者と年金受取人が違う場合です。

年金額と払込保険料

10年確定年金額	120万円
払込終了時までの払込保険料	900万円

贈与税はいくらになるか？

この場合の夫から妻への贈与額は、払込終了時の積立額になります。

この積立額を「**年金受給権の権利評価額**」といいます。

この権利評価額は3つの金額があります。

どの金額が正しいのかは保険会社に尋ねます。

贈与税の計算式は

贈与税 = 年金受給権の権利評価額 + 初年度の年金額 - 110万円
(基礎控除額) = 基礎控除後の課税価格 × 贈与税率 - 控除額
尚、2年目からの年金額は雑所得になります。

覚えて おこう

雑所得になる個人年金 確定年金編

雑所得になる個人年金の契約形態は

契約者	被保険者	年金受取人
A	A	A
例えば夫	例えば夫	例えば夫

契約者と年金受取人が同一人の場合です。

年金額と総払込保険料

10年確定年金額	120万円
払込終了時までの払込保険料	900万円

雑所得はいくらになるか？

$$\text{雑所得} = \text{受取年金額} - \text{必要経費}$$

$$\text{必要経費} = \text{年金年額} \times \text{総払込保険料} \div \text{総受取年金額}$$

$$\text{必要経費} = 120\text{万円} \times 900\text{万円} \div (120\text{万円} \times 10\text{年}) = 90\text{万円}$$

$$\text{雑所得} = 120\text{万円} - 90\text{万円} = 30\text{万円}$$

この方に他に所得——例えば給与所得が400万円あるとします。
この場合に雑所得と給与所得を合算して所得税を計算します。

覚えておこう

雑所得になる個人年金 保証期間付終身年金編

雑所得になる個人年金の契約形態は

契約者	被保険者	年金受取人
A	A	A
例えば夫	例えば夫	例えば夫

契約者と年金受取人が同一人の場合です。

年金額と総払込保険料

10年保証期間付終身年金額	120万円
払込終了時までの払込保険料	1,000万円

雑所得はいくらになるか？

$$\text{雑所得} = \text{受取年金額} - \text{必要経費}$$

$$\text{必要経費} = \text{年金年額} \times \text{総払込保険料} \div \text{総受取年金額} (\times)$$

(※) 保証期間付終身年金の総受取年金額は
年金年額 × 下記の「年金の支給開始日における年齢別余命年数」の余命年数と保証期間年数のいずれか長い年数

年金支給開始60歳、男性の場合の余命年数は下記表より……19年
個人年金の保証期間は……10年
従って19年になります。

$$\text{必要経費} = 120\text{万円} \times (1,000\text{万円} \div (120\text{万円} \times 19\text{年})) = 52.8\text{万円}$$

[小数点3桁を切り上げします]

$$\text{雑所得} = 120\text{万円} - 52.8\text{万円} = 67.2\text{万円}$$

●年金の支給開始日における年齢別余命年数

年齢	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
男性	19	18	17	17	16	15	14	14	13	12	12
女性	23	22	21	20	19	18	18	17	16	15	14

覚えておこう

公的年金の雑所得と 公的年金控除額

●公的年金の雑所得表

年金を受け取る人の年齢	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
65歳未満	公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
65歳以上	公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

※例えば65歳以上の人

「公的年金等の収入金額の合計額」が350万円の場合。
公的年金等に係る雑所得の金額は次のようになります。

$$\text{雑所得} = 350\text{万円} \times 75\% - 37.5\text{万円} = 225\text{万円}$$

